

児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届の提出について

児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定の障がいのある児童)を養育する家庭(ひとり親家庭など)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。障害年金受給者の配偶者も該当になることがあります。

【現況届の提出について】

郵送された書類を確認し、8月1日(木)～30日(金)の間に現況届を提出してください。

提出が遅れた場合は1月の支給日に手当を受け取る事ができません。

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障がいがある20歳未満の児童を、家庭において養育している方へ支給される手当です。

障がいの程度によって1級と2級に分けられます。

【所得状況届の提出について】

郵送された書類を確認し、8月13日(火)～9月10日(火)の間に所得状況届を提出してください。提出が遅れた場合は11月の支給日に手当を受け取ることができません。

【その他】

各制度の詳しい内容については、町ホームページまたは窓口までお問い合わせください。

【提出先窓口】

- ・住民生活課児童係
- ・熊石総合支所住民サービス課
- ・落部支所

【問い合わせ先】

住民生活課児童係
☎0137-62-2112



八雲町合葬墓のご案内

町では、八雲墓地(豊河町11-1)内に八雲町合葬墓を設置しています。

【合葬墓とは】

合葬墓は、ひとつのお墓に多くのご遺骨を一緒に埋蔵する新しい形のお墓です。現在、お墓を所有していない方、お墓は所有しているが11-1内に八雲町合葬墓を

い方、お墓は所有しているがお墓の承継者がいないため撤去(墓じまい)を考えている方、焼骨を保持しているが埋蔵場所がない方、生前に自己のご遺骨の埋蔵場所を確保してきたい方のためのお墓であり、町が永代にわたり管理を

行います。

【使用について】

町内に住所がある方はもちろん、生前予約以外は町外の方も使用できます。

使用料金は、条件により異なり、表のとおりです。

使用を希望される方は、申請のうえ使用許可を受けていただく必要がありますので手続きを行ってください。

なお、合葬墓に埋蔵されたご遺骨は、返還することができませんのでご注意ください。

【申し込み・問い合わせ先】

環境水道課環境衛生係
☎0137-63-2020



使用料金

区分	条件	使用料
焼骨1体につき	使用者もしくは、被埋蔵者が八雲町に3か月以上住所を有したことがある場合、または生前予約の場合	30,000円
	使用者および被埋蔵者が八雲町に住所を有した期間が3か月未満である場合、または町外の方 ※生前予約はできません	45,000円
改葬焼骨2体まで	八雲町内の墳墓からの改葬	30,000円
	八雲町外の墳墓からの改葬	45,000円
改葬焼骨3体以上	八雲町内の墳墓からの改葬	50,000円
	八雲町外の墳墓からの改葬	75,000円
記名板 ※刻字1体分	希望により埋蔵された方の氏名を刻字	40,000円

※希望により埋蔵された方の氏名を記名板に印字することができます。